

# **多様な性のあり方を知り、行動するための職員ガイドライン**

～LGBTをはじめ多様な性的指向・性自認（SOGI）について理解を深め、行動する～

2019年2月

**三重県**



## 目 次

|                                  | 頁  |
|----------------------------------|----|
| 『 職員としての姿勢・行動 6か条 』              | 1  |
| 1 多様な性のあり方について理解を深めるため、知っておきたいこと | 2  |
| 2 職員としての姿勢・行動 6か条【各条説明】          | 6  |
| 3 相談機関等の情報                       | 17 |
| 4 参考文献                           | 19 |

## ガイドライン作成にあたって

・県では、1997(平成9)年に制定した「人権が尊重される三重をつくる条例」に基づき、「三重県人権施策基本方針」を策定し、その後も改定をしながら、人権施策を総合的に推進しており、LGBTをはじめ多様な性的指向・性自認に関しても、さまざまな人権課題の一つとして捉え、啓発・教育などに取り組んでいます。また、2017(平成29)年には、「ダイバーシティみえ推進方針～ともに輝く、<sup>きらり</sup>多様な社会へ～」を策定し、性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などにかかわらず誰もが自分らしく参画・活躍できる社会の実現に向けて取り組んでいます。

・こうした中で、県民の皆さんの中に多様な性的指向・性自認に関する正しい理解が広がり、多様性を認め合う社会となるよう取り組んでいくためには、県民の皆さんに応対をする職員自身が正しい知識を持ち、適切に行動することが求められます。

「人権が尊重される  
⇒  
三重をつくる条例」



「ダイバーシティみえ推進方針  
⇒  
～ともに輝く、<sup>きらり</sup>多様な社会へ～」



(人権条例) <http://www.pref.mie.lg.jp/JINKEN/HP/22629023020.htm>

(ダイバーシティ方針) <http://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000774643.pdf>

## ガイドラインの目的

・当ガイドラインは、職員が多様な性的指向・性自認に関してより理解を深め、適切に行動していくため、また職員自身がLGBT等の当事者である場合においても安心して働く職場としていくため、職員や職場がどのような姿勢で、どう行動すべきかについての基本的な考え方をまとめたものです。

・当ガイドラインに基づき、自身の考え方や行動、担当業務における対応などを見つめ直すとともに、職員として一人ひとりの個性を大切にした姿勢や行動をとりましょう。

当ガイドラインは、作成段階における社会の状況や情報などに基づいて作成しており、今後の社会情勢や県民の意識などの変化に応じて、必要な見直しをしていきます。

多様な性のあり方を知り、行動するため  
～ 職員としての姿勢・行動 6か条 ～

## **第1条 性のあり方は多様であり、一人ひとりの人権に関わることである。多様な性的指向・性自認（SOGI）についての正しい知識を身につけ、理解を深める**

性のあり方は多様であり、一人ひとりの人権に関わることであるため、LGBT をはじめ多様な性的指向・性自認（SOGI）に関する知識を持ち、LGBT 等の当事者の存在や悩みに気づくことが大切です。“知ることは、変わるために第一歩”です。より関心を持ち、書籍を読む、研修に参加することなどにより、正しい知識を身につけ、理解を深めましょう。

## **第2条 性のあり方は多様であることに配慮した言動をする**

周囲に LGBT 等の当事者が“いない”のではなく、“本人が言えない”“見えていない”だけかもしれません。例えば、性的指向や性自認などについて面白がって話すようなことをしない、性別を決めつけないなど、性のあり方が多様であることに配慮した言動をしましょう。

## **第3条 カミングアウトや相談を受けた場合は、真摯に受け止める。アウティングは絶対にしない**

カミングアウトや相談を受けた際には、例えば、打ち明けてくれてありがとうと伝える、何に困っているのかをしっかり聴くなど、LGBT 等の当事者本人の思いを受け止めることが大切です。また、プライバシーに配慮することも必要です。当事者本人の性的指向や性自認について、周囲との情報共有が必要な場合は、必ず本人の同意を取った上で行うこととし、本人の了承なく、周りの人に伝えること（アウティング）は絶対にしてはいけません。本人の思いを真摯に受け止める姿勢、寄り添う姿勢で対応しましょう。

## **第4条 子どもは成長に伴い、性的指向や性自認が変わることを認識し、温かく見守るとともに、深く悩むことがあるため、子ども一人ひとりに向き合う**

子どもは成長に伴い性的指向や性自認が変わるなどの揺らぎがあり、温かく見守ることが重要です。「慌てず、騒がず、否定せず」が対応の基本です。また、性的指向や性自認のあり様が他の人と違うことが、いじめのきっかけになったり、自殺念慮などのリスクにつながったりすることがあります。深く悩んでも、家族に相談できないことがほとんどであるため、悩んでいる子どもが相談できる環境づくりや、子どもへの情報提供が重要です。日頃から子どもと接する機会が多い職場で働く職員は、子どもたちの中にも悩んでいる LGBT 等の当事者がいることを念頭に置いて一人ひとりに向き合いましょう。

## **第5条 来客対応等において、名前や性別に関する情報は慎重に扱う**

名前から想定される性別と見た目が異なるため、名前を呼ばれることを避けたい人もいます。例えば、名前・性別をなるべく言わない、電話の声質で性別を判断しないなど、普段から名前や性別に関する情報は慎重に扱いましょう。また、家庭環境等を尋ねる場合、パートナーが異性であるとは限らないことも念頭に置いておきましょう。

## **第6条 担当業務において、LGBT 等の当事者が困難を感じることはないか考える**

家庭や職場などの日常生活の中で、あるいは災害時などに、LGBT 等の当事者が困難や不都合を感じることはないか、それらにどう対応できるか、各自が担当する業務において考えましょう。

# 1 多様な性のあり方について理解を深めるため、知っておきたいこと

## (1) 性を構成する要素

性にはさまざまな要素があり、その要素の組み合わせによって、さまざまなセクシュアリティ（性のあり方）が形作られています。

性のあり方は、人が自然に持っているもので、一人ひとりが少しづつ違います。

○生物学的性(Sex) … 遺伝子、性ホルモン、性染色体、内性器、外性器

“身体の性”

“出生届・戸籍上の性”

（医師発行の出生証明書をもとにした出生届の性別が戸籍に記載される。）

当ガイドラインでは、「出生届・戸籍上の性」は、出生証明書をもとにした出生届・戸籍上の性という意味で用いる）

○性自認(Gender Identity) … 自分の性別をどう認識するか

“心の性”

○性的指向(Sexual Orientation) … 好きになる相手、性的対象が誰（同性・

“好きになる性” 異性・両性）であるか

○性表現(Gender Expression) … 言葉遣いや振る舞い、服装などにおいて

表現される「らしさ」のこと。社会・文化的に期待されるものと一致しないこともある

例えば、出生届・戸籍上の性に対する感じ方や、好きになる相手、性的対象が誰であるか、について見てみても、私たちの性のあり方は多様です。

### ◇出生届・戸籍上の性について

- ・その性別に何の違和感もない人（cisgender シスジエンダー）
- ・その性別に違和感がある人、その性別とは違う性別で生きる人、生きたい人（transgender トランスジエンダー）

### ◇好きになる相手、性的対象が誰であるかについて

- ・異性愛者（heterosexual ヘテロセクシュアル）
- ・同性愛者（homosexual ホモセクシュアル）
- ・両性愛者（bisexual バイセクシュアル）など

**注意** 例えば、「ホモセクシュアル」を「ホモ」と呼ぶなど、省略した言い方は差別的に響くことが多いため、省略しない。

## (2) LGBT と SOGI (ソジ)

「LGBT」とは、レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダーの頭文字をとった組み合わせた総称語です。「SOGI」とは、性的指向 (Sexual Orientation) と性自認 (Gender Identity) の頭文字をとった総称です。

|                      |                     |
|----------------------|---------------------|
| <b>性的指向<br/>(SO)</b> | <b>性自認<br/>(GI)</b> |
|----------------------|---------------------|

|   |                                  |  |   |
|---|----------------------------------|--|---|
| <b>L</b><br>Lesbian<br>レズビアン<br>女性の同性愛者 | <b>G</b><br>Gay<br>ゲイ<br>男性の同性愛者 | <b>B</b><br>Bisexual<br>バイセクシュアル<br>両性愛者 | <b>T</b><br>Transgender<br>トランスジェンダー<br>出生届・戸籍上の性別とは違う性別で生きる人、生きたい人 |
|---|----------------------------------|--|---|

なお、多くの人にとっては、生まれながらに授かった性に対して、割り当てられたという感覚はありませんが、トランスジェンダーにとっては、出生届・戸籍上の性別に違和感があるため、“出生時に割り当てられた性別とは違う性別で生きる人、生きたい人”という言い方もされます。

**注意** 例えば、「レズビアン」を「レス」や「ビアン」と呼ぶなど、省略した言い方は差別的に響くことが多いため、省略しない。

LGB は性的指向に基づくもので、T は性自認に関するものです。そして、性的指向や性自認などさまざまな要素の組み合わせによって、一人ひとりのセクシュアリティが形作られるので、例えば、トランスジェンダーであり異性愛者の人もいますし、トランスジェンダーでありレズビアン、ゲイ、またはバイセクシュアルの人もいます。その他、LGBT という言葉だけでは包含できないほど、多様な性のあり方が存在します。

このため、より包含できる言葉として全ての人に当てはまる「SOGI」（ソジ、ソギとも言う）という言葉が使われるようになってきています。さらに、これに性表現 (Gender Expression) を加えて「SOGIE」(ソジー、ソギー)と言ふこともあります。

大切なことはカテゴリ分けすることではなく、性の多様性を知り、一人ひとりの性のあり方を尊重することです。

## 【参考】

LGBT、SOGI(ソジ、ソギとも言う)などの言葉以外にもさまざまなセクシュアリティに関する言葉があります。次に、文献等を参考（後述 p.19）にして、その一例を示しますが、性のあり方は多様であり、ここでは示せないほど、さまざまな言葉があります。

| 用語                                | 意味   |
|-----------------------------------|--|
| Pansexual<br>(パンセクシュアル)           | 全てのセクシュアリティの人が恋愛や性愛の対象となる人   |
| Asexual<br>(アセクシュアル、エイセクシュアル)     | 誰に対しても恋愛や性愛の対象としない人  |
| Xgender<br>(エックスジェンダー)            | 性自認について、「女性」「男性」のいずれかとは明確に認識していない人<br>例えは 両性：男性・女性のどちらでもあると自認している<br>中性：男性・女性の間であると認識している<br>無性：男性・女性のどちらでもないと自認している |
| F t M、Female to Male<br>(エフティーエム) | 出生届・戸籍上の性別が女性で性自認が男性の人<br>トランス男性 (transman) とも言う   |
| M t F、Male to Female<br>(エムティーエフ) | 出生届・戸籍上の性別が男性で性自認が女性の人<br>トランス女性 (transwoman) とも言う   |
| Questioning<br>(クエスチョニング)         | 自分自身のセクシュアリティを決められない・分からず、またはあえて決めていない人  |

## 【参考】性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律

国内では2004(平成16)年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、2人以上の精神科医の診断と一定の要件を満たすことで、戸籍上の性別を変更できるようになりました。

### 「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」関係箇所抜粋

#### (定義)

**第二条** この法律において「性同一性障害者」とは、生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別(以下「他の性別」という。)であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であって、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているものをいう。

#### (性別の取扱いの変更の審判)

**第三条** 家庭裁判所は、性同一性障害者であつて次の各号のいずれにも該当するものについて、その者の請求により、性別の取扱いの変更の審判をすることができる。

- 一 二十歳以上であること。
- 二 現に婚姻をしていないこと。
- 三 現に未成年の子がないこと。
- 四 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。
- 五 その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。

性同一性障害(GID : Gender Identity Disorder)は、精神医学における診断名ですが、2018年6月にWHO(世界保健機関)において国際的診断基準である「国際疾病分類」の精神疾患から外されました。

## 2 職員としての姿勢・行動 6か条【各条説明】

### 第1条 性のあり方は多様であり、一人ひとりの人権に関わることである。多様な性的指向・性自認（SOGI）についての正しい知識を身につけ、理解を深める

性のあり方は多様であり、一人ひとりの人権に関わることであるため、LGBT をはじめ多様な性的指向・性自認（SOGI）に関する知識を持ち、LGBT 等の当事者の存在や悩みに気づくことが大切です。“知ることは、変わるために第一歩”です。より関心を持ち、書籍を読む、研修に参加することなどにより、正しい知識を身につけ、理解を深めましょう。

一例として民間企業（電通ダイバーシティ・ラボ 2015 年調査および 2018 年調査や、博報堂 DY グループ株式会社 LGBT 総合研究所 2016 年調査）の調査によれば、約 8 %が LGBT 等の当事者であるという結果が出ており、これは 12 人ないし 13 人に 1 人という割合です。当事者は、地域や職場の中など身边にいる存在と言えますが、外見だけでは、当事者とわからない人がほとんどです。多くの当事者が、自分の立場を言えない理由の一つは、周囲の反応に対する不安が大きいことが考えられます。まずは、私たち一人ひとりが、「知る」ことが必要です。「知る」ことが、気づきにつながります。

当事者の存在や悩みに気づくために、書籍を読む、研修やLGBT等のイベントに参加することなどにより、多様な性的指向・性自認に関する正しい知識を身につけ、理解を深めましょう。

多様な性的指向・性自認について理解する人が増えることで、当事者の存在が特別視されることなく、当たり前であるという社会に近づくはずです。

#### 【参考】県内当事者等の声（悩み、困りごとなど）

- ・身近に LGBT の人がいない人は、理解が進んでいない。自然に打ち明けられる環境ができる事を望む。
- ・自分が勇気を出せないことに加え、周囲の LGBT に対する知識や認識不足もあり、自信を持ってカミングアウトができない。
- ・カミングアウトをしたが、理解してもらせず、正社員になれなかつた。
- ・幼少期に自覚する人が多いため、保護者や学校の理解促進を望む。
- ・学生の頃は、相談できる場所がほしいと悩んでいた。
- ・当事者の家族として親世代は隠すことで抱え込み、うつ状態になる場合があり、家族が相談できるコミュニティも必要である。
- ・学校では制服、トイレ、体育の授業など、性別で分けられることが多く憂鬱だった。
- ・コンビニなどの男女兼用トイレはいいが、男女別の場合は、入りづらい。
- ・役所の書類等における不要な性別欄は廃止をしてほしい。
- ・同性愛への偏見が少しでも減るといい。
- ・同性パートナーとの関係が社会的に受け入れてもらいにくい。
- ・学校でも男女が結婚することを前提に話が進むことが多く、異性愛者以外は疎外感を感じる。

上記は『三重県内 LGBT 当事者アンケート(一般社団法人 ELLY 2016(平成 28)年 1 月実施)』の主な意見の要約など県内当事者等の声を紹介しています。

## 第2条 性のあり方は多様であることに配慮した言動をする

周囲にLGBT等の当事者が“いない”のではなく、“本人が言えない”“見えていない”だけかもしれません。例えば、性的指向や性自認などについて面白がって話すようなことをしない、性別を決めつけないなど、性のあり方が多様であることに配慮した言動をしましょう。

性のあり方は多様です。性のあり方について偏見や誤解を持っていないか、先入観に基づいた言動をしていないか、自分自身を見つめ直してみましょう。

性的指向や性自認を話題にして、面白おかしく話されることなどで、周囲の知らないところで傷ついている人がいるかもしれません。配慮のない言動は、本人だけでなく、家族・親戚・パートナーの中にLGBT等の当事者がいる人にとっても、精神的苦痛であることを認識しましょう。

多様な性的指向・性自認に係る差別や偏見をなくすことは、誰もが安心して働くことができる職場づくりにもつながります。

### 《差別的に響く言葉の例》

- × レズ、ホモ、オカマ、おとこおんな、オナベ、オネエ、こっち／そっち など
- レズビアン、ゲイ

放送禁止用語ではありませんが、省略語は、差別的に響くことが多いため、使用しないようにしましょう。

なお、当事者本人が自分自身について使う場合もありますが、だからと言って使用していいということではありません。

### 《性別にかかわらない表現の例》

「彼氏／彼女、夫／妻」などと違い、「恋人、パートナー、おつれあい」など性別にかかわらない表現があります。

**【参考】人事院規則 10-10（セクシュアル・ハラスメントの防止等）の運用について**  
2016（平成28）年12月1日改正において、セクシュアル・ハラスメントに「性的指向若しくは性自認に関する偏見に基づく言動も含まれる」と明記されました。

### **第3条 カミングアウトや相談を受けた場合は、真摯に受け止める。アウティングは絶対にしない**

カミングアウトや相談を受けた際には、例えば、打ち明けてくれてありがとうと伝える、何に困っているのかをしっかり聴くなど、LGBT 等の当事者本人の思いを受け止めることが大切です。また、プライバシーに配慮することも必要です。当事者本人の性的指向や性自認について、周囲との情報共有が必要な場合は、必ず本人の同意を取った上で行うこととし、本人の了承なく、周りの人に伝えること（アウティング）は絶対にしてはいけません。本人の思いを真摯に受け止める姿勢、寄り添う姿勢で対応しましょう。

本人自身が、自発的に他者に知られていない自らのことを公にすることを「カミングアウト」と言います。反対に、本人の了解を得ずに、本人が公にしていない自身のことをその他の人に伝えることを「アウティング」と言います。アウティングは、人の秘密をばらす行為です。

子どもと接することの多い学校等の職員や、職場で職員のマネジメントを担う管理職は、カミングアウトや相談を受ける可能性が高いと思われます。また、それら以外の職員も、職場の同僚などからカミングアウトを受けることもあるかもしれません。カミングアウトを受けた際には、本人の思いを真摯に受け止め、プライバシーに配慮することが必要です。カミングアウトするかしないかは本人の自由です。カミングアウトの内容を本人の許可なく他の人に話したり、例えば「同僚には言っておくように」など周囲からカミングアウトを強制したりしてはいけません。

一方で、性の多様性への理解を深め、LGBT 等の当事者本人が相談しやすい環境をつくることが重要です。

#### **《打ち明けられたら… 相談されたら…》**

カミングアウトは、あなたを信頼して打ち明ける行為であり、アウティングは決して許されない行為です。

もし打ち明けられたり、相談されたりしたら、その場面やその人の状況に応じて、例えば、次のような言動が考えられます。

- ・決して否定せず、その人の話に耳を傾ける。
- ・「話してくれてありがとう」や「つらかったね」と伝える。
- ・「ひとりじゃない。私がついている」(not alone) というメッセージを伝える。
- ・相手が何を望んでいるのか、何に困っているのかをしっかり受け止める。
- ・たとえ内容が事実であったり、相手を思っての行動であったりしたとしても、周囲と情報共有する場合は、必ず本人の同意を得る。
- ・これまでに打ち明けた範囲や、誰に伝えていいのか、悪いのかを聞く。
- ・相談窓口、支援団体などの正確な情報を、必要に応じて伝える。など

相談を受けてどうしたらいいか困ったり、悩んだりした時は、その対応について相談窓口や支援団体に相談してみることも考えられます。（→後述 p.17 「LGBT の家族と友人をつなぐ会」など相談窓口・支援団体の情報を掲載）

### 【参考】男子大学生がアウティング後に転落死

2015(平成 27)年 4 月に、ある大学の男子学生 A さんが、同じクラスの男子学生 B さんに、好意を抱いていることを LINE (ライン。ソーシャル・ネットワークキング・サービスの一つ) を介して打ち明け、その後、B さんは A さんの同意を得ず、A さんが同性愛者であるということを、複数の同級生が参加する LINE グループで暴露しました。その後、A さんは心身のバランスを崩し、心療内科を受診しています。A さんは大学にも相談していましたが、同年 8 月、大学構内の建物から転落し、亡くなりました。なお、B さんと A さんの遺族の間では既に和解が成立しています。

### 【参考】アライ Ally (同盟)

LGBT 等の当事者を理解し、共に差別解消をめざす人のことをアライ (Ally) と言います。行動の一例を示します。できることから始めるということが大切であると考えます。

- ・性のあり方は人それぞれであるという意識を持つ。
- ・職場の中の男女の区別や異性・同性の区別を見直してみる。
- ・LGBT 等のイベントに参加する。
- ・多様な性のあり方の基礎知識を同僚や家族に話してみる。
- ・差別的な言動を見かけたら指摘する。
- ・アライであることを積極的に表明する。など

### 【参考】三重県伊賀市では、パートナーシップ宣誓制度を設け、ALLY の取組を進めています

2016(平成 28)年 4 月からパートナーシップ宣誓制度をスタートさせた伊賀市では、ALLY ステッカーを作り、市役所内や学校などに掲示するとともに、社内、店頭、受付、広告・HP などいろいろな場面で活用できるように希望者に配布しています。

→ (パートナーシップ宣誓制度)

<http://www.city.iga.lg.jp/0000001114.html>



(ALLY の取組)

<https://www.city.iga.lg.jp/0000000914.html>



### 【参考】レインボーフラッグ



性の多様性を尊重する姿勢を表現するシンボルとして、赤、橙、黄、緑、青、紫の「6色の虹」が社会運動等でよく用いられます。

## **第4条 子どもは成長に伴い、性的指向や性自認が変わることを認識し、温かく見守る とともに、深く悩むことがあるため、子ども一人ひとりに向き合う**

子どもは成長に伴い性的指向や性自認が変わるなどの揺らぎがあり、温かく見守ることが重要です。「慌てず、騒がず、否定せず」が対応の基本です。また、性的指向や性自認のあり様が他の人と違うことが、いじめのきっかけになったり、自殺念慮などのリスクにつながったりすることがあります。深く悩んでも、家族に相談できないことがほとんどであるため、悩んでいる子どもが相談できる環境づくりや、子どもへの情報提供が重要です。日頃から子どもと接する機会が多い職場で働く職員は、子どもたちの中にも悩んでいる LGBT 等の当事者がいることを念頭に置いて一人ひとりに向き合いましょう。

学校、児童相談所をはじめ日頃から子どもと接する機会が多い職場で働く職員は、子どもたちの中にも悩んでいる LGBT 等の当事者がいることを念頭に置いて、性的指向や性自認に関する正しい理解を深め、子ども一人ひとりに向き合い、さまざまな状況に応じて、配慮や対応をすることが大切です。「慌てず、騒がず、否定せず」が対応の基本です。本条の内容は、大人にも当てはまる部分もあるので、子どもと接する機会の多い職員だけでなく、全ての職員が知っておきましょう。

### **(1) 一人ひとりに寄り添った配慮・対応**

- 「自分の性別が何であるか」あるいは「恋愛感情や性的関心をどの対象に抱くか」という子どもの性自認や性的指向は、成長に伴い変わるなど揺らぐことがあるので、温かく見守ることが大切です。社会が性の多様性について否定的であると、自分の性別や体に強い違和感を覚えたり、あるいは恋愛対象が同性であったりすることが「周囲と違う」と感じている子どもは、自分を受け入れづらくなり、深く悩んでしまうことがあります。
- 子どもは自らの性的指向や性自認について悩んだ時、家族に相談できないことがほとんどであるため、子どもにとって相談できる人や場所の存在が重要です。相談を受けた場合は、どのような思い・悩みか、何に困っているのかをしっかり受け止め、寄り添う姿勢が大切です。

### **(2) 差別やいじめ防止の観点**

- 性的指向や性自認のあり様が他の人と違うことで、差別やいじめのきっかけになることや引きこもりや不登校などにつながることもあります。また、国の「自殺総合対策大綱」（2012（平成 24）年 8 月閣議決定）において、差別的な環境では、当事者は自殺念慮を抱く割合などが高いことが指摘されています。差別やいじめ防止の観点においても、組織全体で、多様な性的指向・性自認についての理解を深め、子どもたち一人ひとりが尊重される環境を整えることが重要です。
- 当事者への配慮・対応は、一人ひとりの人権を尊重するものであり、個性を受け入れ、個性に応じた配慮や対応をすることに他ならず、“特別扱い”ではありません。

### (3) 子どもへの情報提供等

- 身近にロールモデル（手本となる人物）がいない子どもにとって、同じような悩みや困難を抱えてきた人が、しっかりと社会生活を送れていることを知ることは、心の支えとなります。
- 性的指向・性自認に関する書籍・絵本や相談窓口などの情報が子どもたちに届くことで、当事者が抱える不安や疑問の解消の助けとなるとともに、当事者を取り巻く全ての子どもたちが多様な性のあり方について理解することにもつながると考えられます。
- 提供する情報は、例えば、男女の区分や異性愛のみを前提とせず、同性パートナーの存在など多様な家族のあり方があることを前提とするなど、子どもたちに偏見や誤解を与えないよう配慮する必要があります。

#### 【参考】三重県いじめ防止条例（2018（平成30）年4月1日施行）

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を侵し、大切な命までも危険にさらす決して許すことのできないものです。県では、社会総がかりでいじめの問題を克服していくため、「三重県いじめ防止条例」を制定し、2018（平成30）年4月1日に施行しました。いじめから子どもを守るため、学校や家庭、地域の皆さんとともに、いじめの防止に向けて社会全体で取り組んでいくための条例です。

#### 【参考】性的マイノリティの人権に関わる問題を人権教育における課題の一つとしています（三重県教育委員会）

学校においては、いかなる理由でもいじめや差別を許さない人権教育等を推進することが、悩みや不安を抱える子どもに対する支援の土台となります。三重県教育委員会では、人権教育を推進する際の指針となる「人権教育ガイドライン」を作成し、性的マイノリティの人権に関わる問題についての現状や取組内容等を示しています。また、人権学習指導資料や学習促進資料を作成し、各学校において、性のあり方の多様性に気づくことをとおして性的マイノリティの人権についての理解を深める学習活動が展開されるよう取組を進めています。

「人権教育ガイドライン」（三重県教育委員会 2018(平成30)年3月）

はここから ↓

<http://www.pref.mie.lg.jp/DOKYOC/HP/47755021153.htm>



#### 【参考】学校生活の各場面での支援例

2016（平成28）年4月には、文部科学省から「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」が発出され、児童・生徒に対する具体的な支援の事例について示されています。（後述 p.15）

## 第5条 来客対応等において、名前や性別に関する情報は慎重に扱う

名前から想定される性別と見た目が異なるため、名前を呼ばれることを避けたい人もいます。例えば、名前・性別をなるべく言わない、電話の声質で性別を判断しないなど、普段から名前や性別に関する情報は慎重に扱いましょう。また、家庭環境等を尋ねる場合、パートナーが異性であるとは限らないことも念頭に置いておきましょう。

行政サービスの申請や各種相談の受付など、日常的に来客対応や電話対応をする職員をはじめ、全ての職員が、普段から配慮をする意識を持ち、自分自身の行動・発言が、「三重県」としての対応であることを忘れず、行動しましょう。以下に、来客対応等における具体的な配慮の例を挙げます。

### 《来客対応等における具体的な配慮の例》

#### 書類確認

性別が周囲にわからないよう名前や性別を口にせず、例えば、書類を指差し、「この書類でお間違いありませんか」、「こちらでよろしいか」などと確認しましょう。また、書類における本人確認は、性別による確認が必要な場合を除き、住所、生年月日等で確認しましょう。また、各種様式について、その目的に照らし、性別欄の必要性等を見直すことも重要です。（後述 p.13）

#### 電話対応

「～をお聞きしていいですか」、「～の理解でいいですか」、「答えにくいことは言わなくていいです」などの言葉を用い、相手の意向を確認しながら会話を進めましょう。また、声質で相手の性別を決めつけないようにしましょう。

#### 他部所への引継

LGBT 等の当事者情報については、本人の了承がなければ、他部所へ引き継いではいけません。他部所への引き継ぎが必要な場合は、必ず本人の意向を聞き、了承を得るようにしましょう。

#### 窓口での呼び出し

例えば、番号等で対応する方法もあります。名前で呼ぶ場合でも、必要な場合を除き、フルネームではなく名字だけで呼ぶなど周囲に性別がわからないよう配慮しましょう。（次ページへつづく）

### **来客対応の場所**

当事者から希望があれば、可能な範囲で個室など、プライバシーが守られる場所で対応することを検討しましょう。

### **家庭環境等の聴取**

行政サービスの申請受付などにおいて、生活状況や家庭環境等について尋ねる時は、パートナーが異性であるとは限らないということを念頭に置いておきましょう。  
など

### **【参考】 申請書類等の性別欄の廃止・見直しに係る三重県の取組**

2016（平成28）年度から、県の申請書、届出書、アンケートなど各種様式を対象に性別欄の見直しを実施しています。引き続き、見直し等の取組を進めます。

担当する業務に係る各種様式を点検し、性別欄の必要性や目的を確認します。新たな様式を作成する場合も、同様です。具体的な方法は次のとおりです。

#### **《見直し等の方法》**

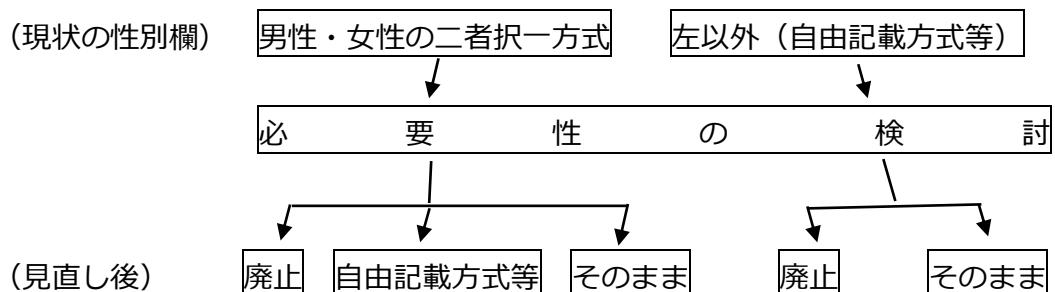
(1) 法的に義務付けられたものや事務の性質上必要であるものを除いて、性別欄は廃止します。

(2) 検討の結果、性別欄が必要な場合は、可能な限り自由記載方式にします。

<例1> 性別：( )

自由記載方式にすることが難しい場合などは、次の例のような記載方式も考えられます。

<例2> 性別：①男性 ②女性 ③( )



## 第6条 担当業務において、LGBT等の当事者が困難を感じることはないか考える

家庭や職場などの日常生活の中で、あるいは災害時などに、LGBT等の当事者が困難や不都合を感じることはないか、それらにどう対応できるか、各自が担当する業務において考えましょう。

各自の担当業務においてLGBT等の当事者の抱える（おそれも含めて）困難を知り、行政としての課題を整理し、どういう対応ができるか、考えていくことが重要です。また、安心して働くことができる職場環境づくりの観点から、考えていくことも重要です。

当事者一人ひとりが抱える困難や取り巻く状況はそれぞれ異なり、さまざまな課題に直面することも想定されます。すぐさま解決策が見つからない場合でも、大切なのは、当事者が何に困っているかと一緒に考える意識・態度です。

### 《具体的な行動の例》

○性のあり方が多様であることをふまえ、従来の取組を見直したり、取組を検討したりする際に考慮しましょう。

参考：「性的指向および性自認を理由とするわたしたちが社会で直面する困難のリスト（第2版）」→[http://lgbtetc.jp/pdf/list\\_20150830.pdf](http://lgbtetc.jp/pdf/list_20150830.pdf)



（性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会作成）

○対応を考える際は、幅広いLGBT等の当事者や当事者を支援する団体などの意見を聴きましょう。（→ 後述 p.17 支援団体等の情報）

○民間企業、国、他の自治体等の動向・事例などを積極的に情報収集し、対応を研究・検討しましょう。

○LGBT等の当事者からサービス利用やトイレ等の施設使用で申し出があった場合、サービス・施設面の制約を考慮しつつ、申し出た本人とよく話し合い、どのような対応ができるか検討しましょう。

○一人ひとりが多様であり、必要な、また望む支援は異なることも念頭に置きましょう。特に、災害発生時には「被災者」と一括りにしてしまいがちです。

○例えば、パートナーが異性である人なら当たり前に受けられるものを、同じように受けられるようにするなど、性別、性的指向・性自認にかかわらず中立な制度や対応していくという観点が重要です。

○例えば、企業では性のあり方が多様であることをビジネスチャンスとして捉えているように、行政においても政策に生かすという視点もあります。

など

### 【参考】府中青年の家事件

～1990(平成2)年に公共施設利用を拒否された同性愛者の団体が提訴した裁判の判例から～

1997(平成9)年9月16日 東京高裁平成6年(ネ)1580号 抜粋

「…行政当局としては、その職務を行うについて、少数者である同性愛者をも視野に入れ、たきめの細やかな配慮が必要であり、同性愛者の権利、利益を十分に擁護することが要請されるものと言うべきであって、無関心であったり知識がないということは公権力の行使にあたるものとして許されないことである。」

### 【参考】学校生活の各場面での支援例

2016(平成28)年4月には、文部科学省から『性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)』が発出され、児童・生徒に対する具体的な支援の事例が示されています。

あくまで対応の一例であり、画一的に例示のとおりの対応をするということではなく、個別の事情に応じた対応をすることが大切です。

#### 【文部科学省が示す支援の事例】

<項目> <学校における支援の事例>

- 服装 ・・・ 自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める
- 髪型 ・・・ 標準より長い髪型を一定の範囲で認める(戸籍上男性)
- 更衣室 ・・・ 保健室・多目的トイレ等の利用を認める
- トイレ ・・・ 職員トイレ・多目的トイレの利用を認める
- 呼称の工夫 ・・・ 校内文書(通知表を含む)を児童生徒が希望する呼称で記す  
自認する性別として名簿上扱う
- 授業 ・・・ 体育又は保健体育において別メニューを設定する
- 水泳 ・・・ 上半身が隠れる水着の着用を認める(戸籍上男性)  
補習として別日に実施、又はレポート提出で代替する
- 運動部の活動 ・・・ 自認する性別に係る活動への参加を認める
- 修学旅行等 ・・・ 1人部屋の使用を認める  
入浴時間をずらす

文部科学省パンフレットはこちらから↓

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/28/04/1369211.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/1369211.htm)



**【県の取組事例①】**

**行政書類に係る取組(三重県) ~申請書類等の性別欄の廃止・見直しを進めています~**

2016（平成28）年度から、県の申請書、届出書、アンケートなど各種様式を対象に性別欄の見直しを実施しています。引き続き、見直し等の取組を進めています。  
(具体的な方法は、前述 p.13 参照)

**【県の取組事例②】**

**三重県教育委員会の取組 ~Ally（アライ）について学ぶ機会を持ちました~**

テーマ研修（選択研修）「ちがいを認め合う人権教育—ともに生きるために—（2018（平成30）年8月）において、自分自身の価値観を見直し、ともに生きるという研修講座のテーマに沿って、部落問題やいじめなどの人権問題について考える研修を実施しました。その中で、多様な性に関する人権問題やアライを題材に取り上げ認識を深めました。（Ally（アライ）については、前述 p. 9 参照）

**【県の取組事例③】**

**三重県児童相談センターの取組 ~「LGBTと里親制度」について研修を実施しました~**

男性カップルが里親に認定され、子どもが委託された大阪市の事例を受け、LGBTに関する基本的な知識を身につけるとともに、海外の同性カップルの里親の状況等について学ぶため、児童相談センターでは、児童養護施設等の施設長や里親支援相談専門員、行政職員等を対象として、「LGBTと里親制度」をテーマとした研修会を2017（平成29）年11月に実施しました。

**【県の取組事例④】**

**職場における取組（三重県） ~性的指向・性自認に関する偏見に基づく言動はセクハラです~**

県では、セクシュアル・ハラスメントについて、防止等に係る方針を策定し、職員向け相談窓口を設けているところですが、セクシュアル・ハラスメントに「性的指向若しくは性自認に関する偏見に基づく言動も含まれる」ことを明記し、職員がより安心して働く職場づくりに向けて取組を進めています。

### 3 相談機関等の情報

#### (1) 相談窓口

##### ①フレンテみえ「LGBT」電話相談

「自分の性のあり方」に関する悩みについての相談を受け付けています。本人だけでなく、周囲の方からの相談も受け付けています。

電話番号 059-233-1134

対応日時 毎月第3金曜日 13時～19時

H P <https://www.center-mie.or.jp/frente/consult/lgbt>



##### ②よりそいホットライン（一般社団法人社会的包摶サポートセンター）

生活の中での悩み、性に関する悩み、被災による悩みなどさまざまな悩みを持つ人の相談を受け付けています。

電話番号 0120-279-338 (24時間受付)

H P <http://279338.jp/yorisoji/>



#### (2) 支援団体

##### ①一般社団法人 ELLY

主に LGBT に関しての講演会、研修、交流会等を実施している県内の人権啓発団体です。 LGBT を含む多様な人びとがありのままで過ごせる社会づくり、一人ひとりがさまざまな色で、虹色に輝ける社会をめざしている団体です。

【問い合わせ先】

電子メール [info@ellyjapan.com](mailto:info@ellyjapan.com)

H P <http://www.ellyjapan.com/>



##### ②NPO 法人 LGBT の家族と友人をつなぐ会

多様な性自認・性的指向の方の家族と友人等による会で、社会に存在する当事者への偏見や差別をなくし、性の多様性を認め合える社会を作るために、全国において講演会・研修等の講師派遣等の活動をしている団体です。当事者やその家族、友人のための分かち合いの交流会ミーティングを毎月行っています。

【問い合わせ先】

H P <http://lgbt-family.or.jp/>

<名古屋>

電話番号 080-3865-2423

電子メール [nagoya@lgbt-family.or.jp](mailto:nagoya@lgbt-family.or.jp)

<神戸・事務局>

電話番号 090-6055-2424

電子メール [family2006@goo.jp](mailto:family2006@goo.jp)

<東京>

電話番号 090-9876-2423

電子メール [tokyo@lgbt-family.or.jp](mailto:tokyo@lgbt-family.or.jp)

<福岡>

電話番号 080-4820-2423

電子メール [fukuoka@lgbt-family.or.jp](mailto:fukuoka@lgbt-family.or.jp)



### ③NPO 法人虹色ダイバーシティ

LGBT 等の性的マイノリティがいきいきと働く職場づくりをめざして、調査・講演活動、コンサルティング事業等を行っている NPO 法人です。

HP <http://nijiroidiversity.jp/>

大阪オフィス、東京オフィス



### ④認定 NPO 法人グッド・エイジング・エールズ

「LGBT と、いろんな人が、いっしょに楽しめる未来へ」をコンセプトに、社会教育の推進を図る活動や、男女共同参画社会の形成の促進を図る活動、保健、医療または福祉の増進を図る活動などを行う認定 NPO 法人です。

HP <http://goodagingyells.net/>



## (3) 人権問題全般に関する相談窓口

### ①県人権センター

電話番号 059-233-5500

面接相談 月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 9 時～17 時

電話相談 月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 9 時～17 時

### ②法務局 人権相談ダイヤル

電話番号 0570-003-110

相談日時 月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 8 時 30 分～17 時 15 分

## 4 参考文献

ガイドライン作成にあたり参考とした書籍等の情報を掲載します。

(※個人名の敬称略)

- ・柳沢正和・村木真紀・後藤純一 (2015)『職場の LGBT 読本』実務教育出版
- ・東優子・NPO 法人虹色ダイバーシティ・NPO 法人 ReBit (2018)『トランスジェンダーと職場環境ハンドブック』日本能率協会マネジメントセンター
- ・小林慶太郎 (2016)『LGBT と自治体行政』時事通信社オンデマンドブックレット
- ・杉山文野 (2009)『ダブルハッピネス』講談社文庫
- ・一般社団法人社会的包摂サポートセンター編 (2016)『性自認および性的指向の困難解決に向けた支援マニュアルガイドライン』性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会監修
- ・性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会 (2015)『性的指向および性自認を理由とするわたしたちが社会で直面する困難のリスト(第2版)』
- ・日本労働組合総連合会 (2017)『性的指向及び性自認 (SOGI) に関する差別禁止に向けた取り組みガイドライン～すべての人の対等・平等、人権の尊重のために～』
- ・参議院常任委員会調査室・特別調査室 (2017)『LGBT の現状と課題』
- ・文部科学省 (2016)『性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について(教職員向け)』
- ・厚生労働省 (2012)『自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～』
- ・公益財団法人人権教育啓発推進センター『性の多様性を考える』
- ・大阪府 (2017) 大阪府職員向けリーフレット  
『だれもが自分らしく生きるために 知ってください 性的マイノリティの人権問題』
- ・文京区 (2017)『性自認および性的指向に関する対応指針～文京区職員・教職員のために～』
- ・大阪市 (2017)『LGBT などの性的少数者に配慮した行政窓口での対応手引き』
- ・豊島区 (2018)『多様な性自認・性的指向に関する対応指針』
- ・千葉市 (2018)『LGBT を知りサポートするためのガイドライン～誰もが自分らしく生きることを認め合う社会へ～』
- ・熊本市 (2018)『LGBT などの性的マイノリティサポートハンドブック～熊本市職員として知っておくべき基礎知識』
- ・京都市 (2018)『多様な性に関する職員ハンドブック～職員が理解を深めるために～』
- ・三重県人権センター/編集 公益財団法人反差別・人権研究所みえ  
啓発パンフレット『一人ひとりが生きやすい社会のために』
- ・三重県教育委員会(2016)人権学習指導資料(中学校)『性的マイノリティの人権』
- ・三重県教育委員会(2016)人権学習指導資料(小学校高学年)『みんなのひろば』
- ・三重県教育委員会(2017)/協力(助言) 渡辺大輔・山口颯一  
学習促進資料『一人ひとりが輝くために～多様な性のあり方を知る』

三重県環境生活部 人権課 / ダイバーシティ社会推進課

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

電 話 059-224-2278 (人権課)

059-224-2755 (ダイバーシティ社会推進課)

FAX 059-224-3069 (人権課 / ダイバーシティ社会推進課)

電子メール

jinken@pref.mie.lg.jp (人権課)

diver@pref.mie.lg.jp (ダイバーシティ社会推進課)